

総務省

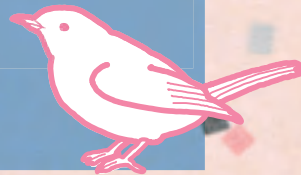
みなさんと総務省を結ぶ情報誌

Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC

4月号
2015 April
No.172

特集
平成27年
国勢調査が
変わります！



MIC FOCUS

第18回

統一地方選挙

地方のかがやき

湧水と歴史のあるまち

山梨県都留市



- 02 MIC CLOSE UP!!
ふるさと納税制度が拡充されました
- 04 特集
平成 27 年
国勢調査が変わります!
スマート国勢調査!
- 10 MIC FOCUS
第 18 回 **統一地方選挙**
- 14 連載第 2 回 太田直樹総務大臣補佐官対談
浜松信用金庫 理事長
御室 健一郎氏
- 16 MIC NEWS 01
統計におけるオープンデータの
高度化
- 18 MIC NEWS 02
「移住・交流情報ガーデン」が
オープンしました。
- 20 MIC NEWS 03
平成 27 年 4 月 1 日から
行政手続法が改正されました!!
- 22 MIC NEWS 04
平成 27 年 4 月 1 日より
携帯&タブレット端末等の修理事業に登録制導入!!
- 24 地方のかがやき
湧水と歴史のあるまち
山梨県 都留市



ふるさとと納税制度が 拡充されました

全額^(※)控除される ふるさと納税枠の目安 (拡充後)

(※) 2,000円を除く

● 給与所得者のケース
(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)

(単位:円)

ふるさと納税をした方の家族構成 (例)	ふるさと納税をした方の家族構成 (例)		
	独身	夫婦	夫婦 +子2人 (大学生と高校生)
300万円	31,000	23,000	4,000
400万円	46,000	38,000	17,000
500万円	67,000	59,000	33,000
600万円	84,000	76,000	53,000
700万円	118,000	108,000	75,000
800万円	141,000	131,000	109,000
900万円	164,000	154,000	132,000
1,000万円	188,000	179,000	157,000
1,100万円	224,000	215,000	183,000
1,200万円	252,000	242,000	209,000
1,300万円	330,000	269,000	246,000
1,400万円	362,000	350,000	273,000
1,500万円	394,000	382,000	355,000

*「夫婦」は、ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、控除対象扶養親族がいないケースを指します。
*「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
*あくまで給与所得者の場合の目安であり、正確な計算は、お住まいの市区町村にお尋ねください。

ふるさと納税とは

ふるさと納税は、都道府県又は市区町村にふるさと納税(寄附)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限(左記、目安参照)まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みです。自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象になります。

平成27年度税制改正により、ふるさと納税制度について以下の拡充が行われました。

ふるさと納税枠(控除上限額)の拡大

寄附金のうち、2千円を超える部分が全額控除されるふるさと納税枠が、現行の約2倍に拡充されました。

(H27.1.1以降の寄附から対象)

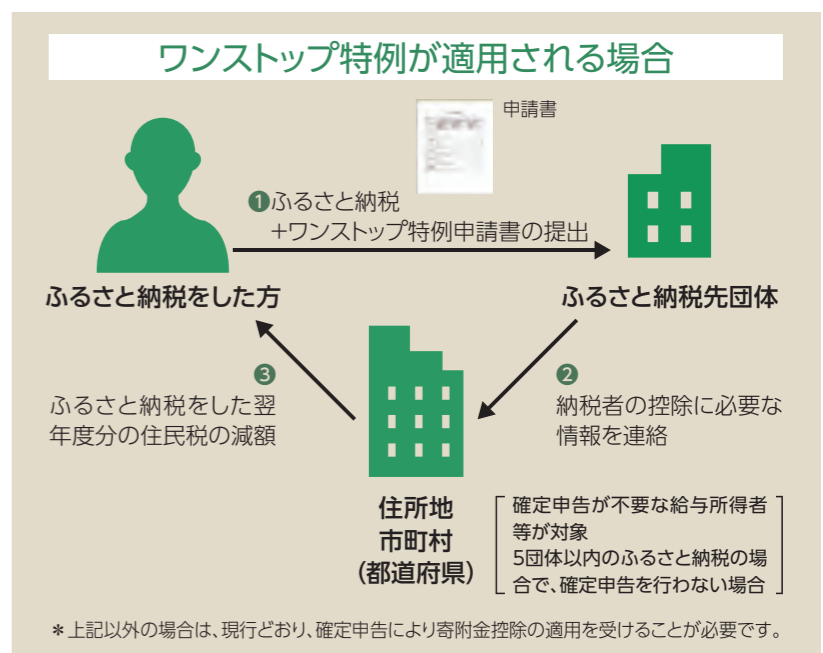
年収	全額 ^(※) 控除されるふるさと納税枠の目安 (※) 2,000円除く	
	拡充前	拡充後
300万円	12,000円	23,000円
500万円	30,000円	59,000円
700万円	55,000円	108,000円

* 給与所得者、夫婦^(※)の場合
(※)ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、控除対象扶養親族がいないケース。

手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設)

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税(寄附)をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。

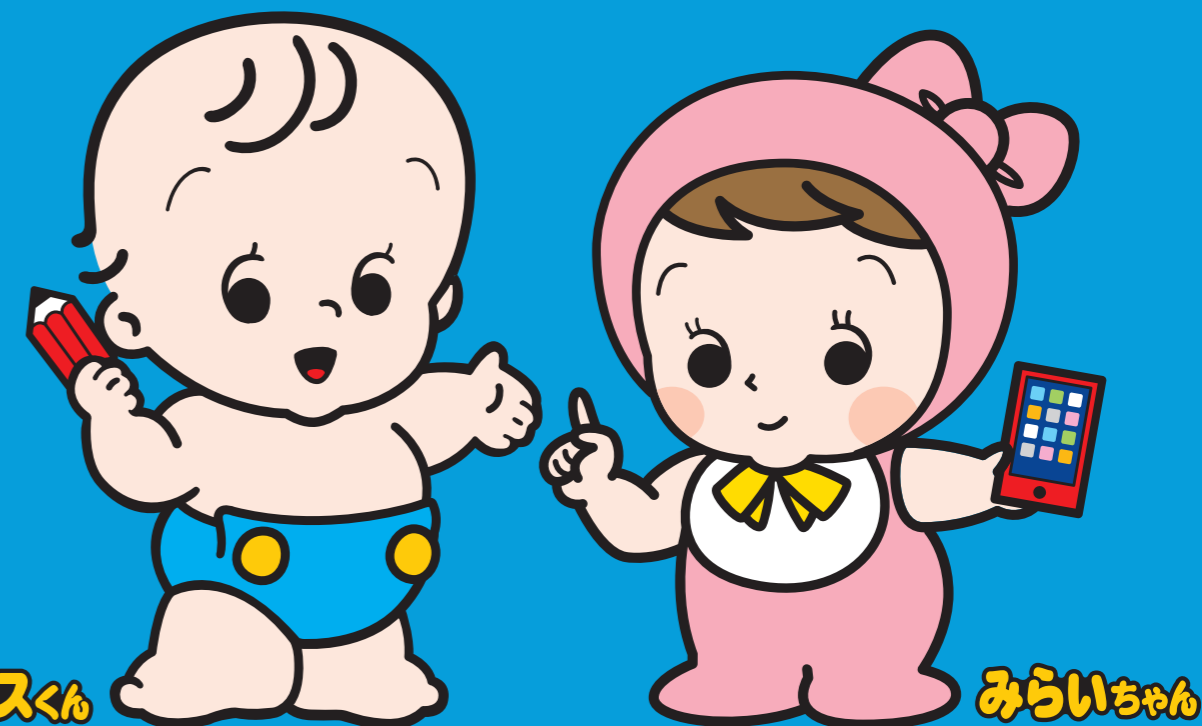
(H27.4.1以降の寄附から適用)



平成27年 国勢調査が 変わります!

スマート国勢調査!

国勢調査は日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした国の最も重要な統計調査で、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画づくりに役立てられます。



センサスくん

みらいちゃん

オンライン調査の推進

平成27年国勢調査においては、情報通信技術(ICT)のさらなる進展の状況を踏まえ、調査手法を進化させ、正確かつ効率的な統計の作成を行うとともに、国民の負担軽減・利便性の向上を図るなどの観点から、我が国で初めて全世帯を対象として、オンライン調査を実施します。オンラインによる回答数は1千万世帯を超えるものと想定しており、世界最大級の規模となります。さらに、スマートフォンでの回答も可能とする予定です。総務省では、この「ビッグチャレンジ」の実施に向けた準備を進めています。



オンライン調査の主なメリット

1 便利で簡単

- 24時間いつでも回答できます。
- スマートフォンならどこからでも回答できます。

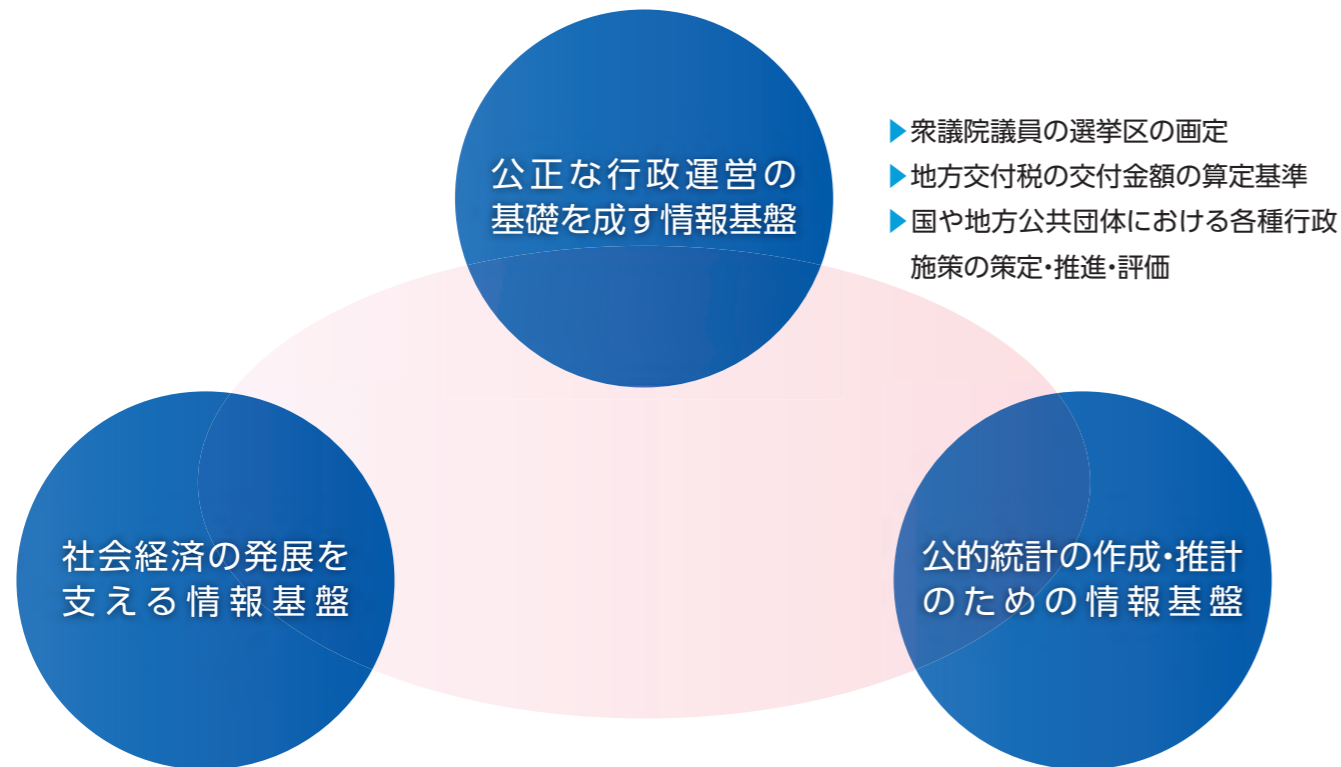


2 正確で効率的な統計を作成

- 自動チェック機能により、結果精度が向上します。
- 地方自治体の調査事務を軽減します。



国勢調査の基本的役割



みらいちゃん 誕生!

平成2年から国勢調査のイメージキャラクターとして、「センサスくん」が誕生しましたが、平成27年国勢調査では、オンライン調査の全国展開に際し、オンラインによる回答を促進するための新たなイメージキャラクターとして、「みらいちゃん」が誕生しました。

平成27年国勢調査について

調査のポイント

調査の期日 調査は、平成27年10月1日午前零時現在で行います。

調査の対象 日本に常住しているすべての人及び世帯を対象とします。
(外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む。))及び外国軍隊の軍人・軍属(その家族を含む。)は除かれます。)

調査事項

世帯員に関する事項(13項目)
「氏名」、「男女の別」、「世帯主との続き柄」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「国籍」、「現在の場所に住んでいる期間」、「5年前にはどこに住んでいましたか」、「9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」、「従業地又は通学地」、「勤めか自営かの別」、「勤め先、業主などの名称及び事業の内容」、「本人の仕事の内容」

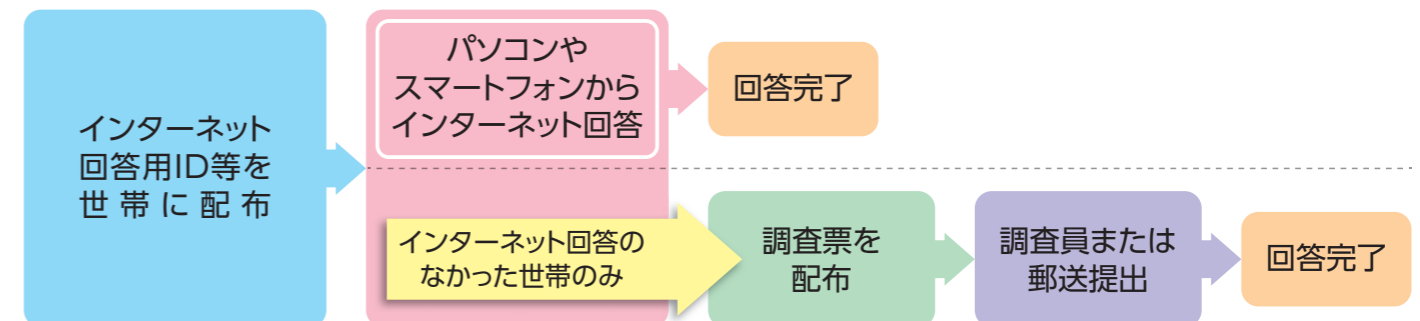
世帯に関する事項(4項目)
「世帯主の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」、「世帯の種類」



調査の流れ

国勢調査は下の図に示す流れで実施します。
調査は、調査票の配布に先行して調査員が各世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」を配布したあと、インターネットによる回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する方法で行われます。

●オンライン調査先行方式



結果の公表

調査結果は「人口速報集計」を平成28年2月、その後、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を、平成28年10月末までに公表する予定です。

公表した調査結果については、総務省統計局のホームページのほか、都道府県立図書館などで、どなたでもご覧いただけます。

国勢調査で、こんなことがわかります

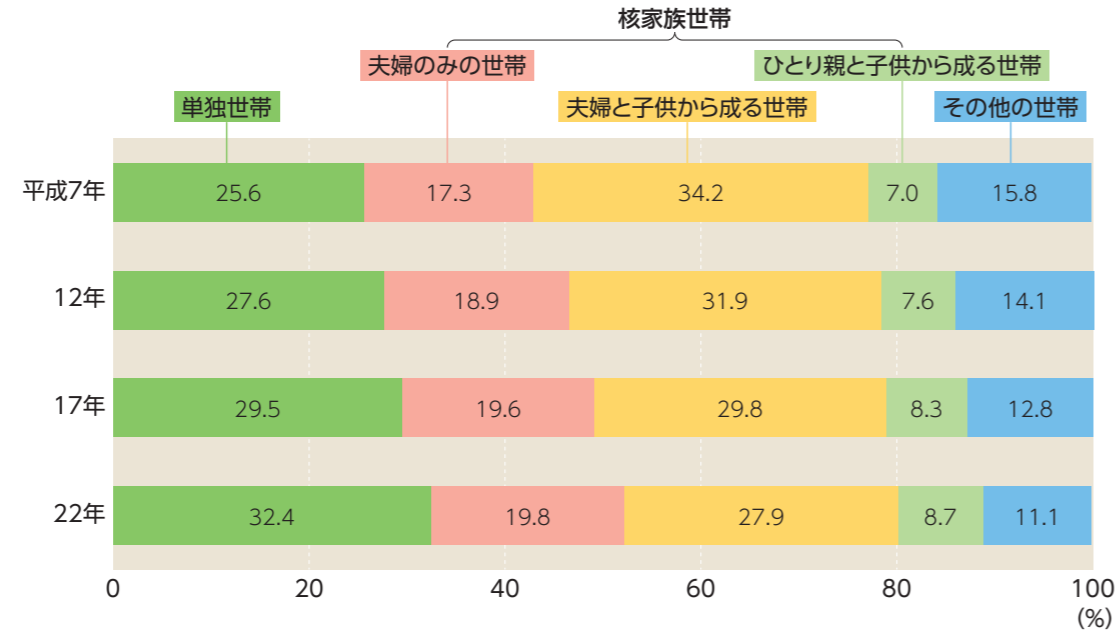
調査結果は、国および地方公共団体が推進する少子・高齢化対策、社会福祉対策、雇用対策、防災対策等の各種施策はもとより、企業、団体その他各方面において利用されています。



一般世帯の家族類型別割合の推移

平成17年と比べると、平成22年における一般世帯数に占める割合は「単独世帯」が29.5%から32.4%に上昇し、「夫婦と子供から成る世帯」は29.8%から27.9%に低下しています。この結果、「単独世帯」が「夫婦と子供から成る世帯」を上回り、最も多い家族類型となっています。

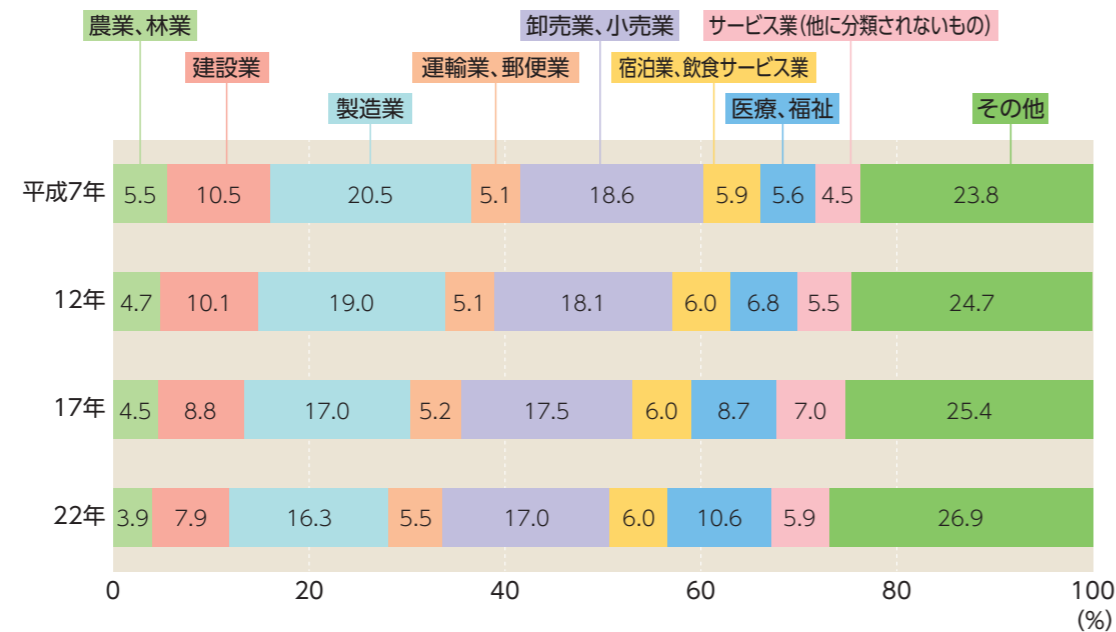
●一般世帯の家族類型別割合の推移(平成7年～平成22年)



産業(大分類)別15歳以上就業者の割合

平成17年と比べると、平成22年では「医療、福祉」が1.9ポイント上昇し、初めて1割を超えました。

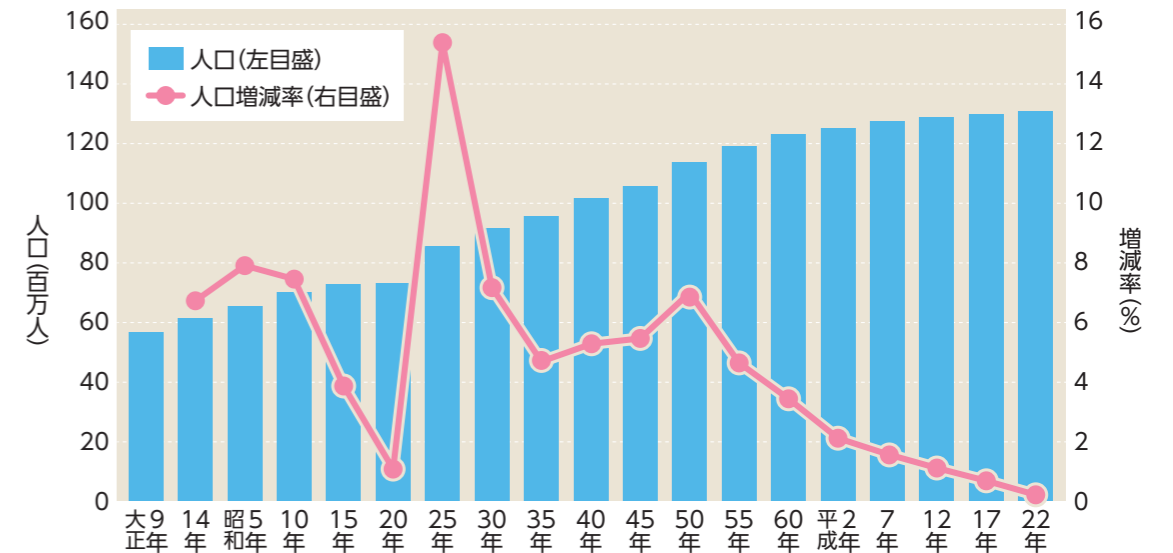
●産業(大分類)別15歳以上就業者の割合(平成7年～平成22年)



日本の人口及び増減率の推移

日本の人口は、第1回国勢調査(大正9年)から90年間で2倍以上になりました。昭和45年に1億人を超えましたが、平成17年～22年からは、横ばいで推移しています。

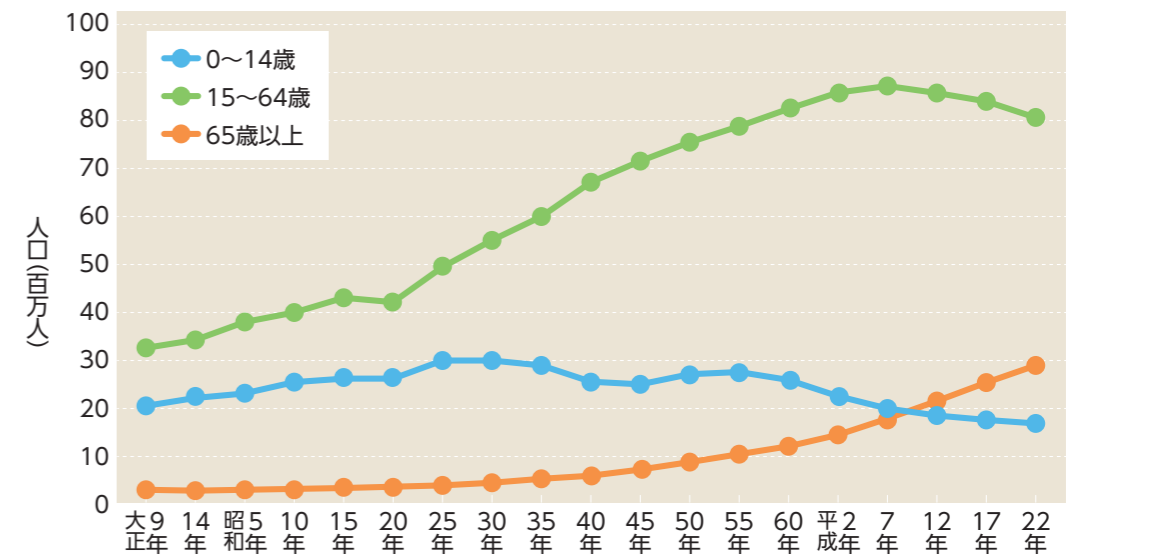
●総人口及び人口増減率(大正9年～平成22年)



年齢3区別人口の推移

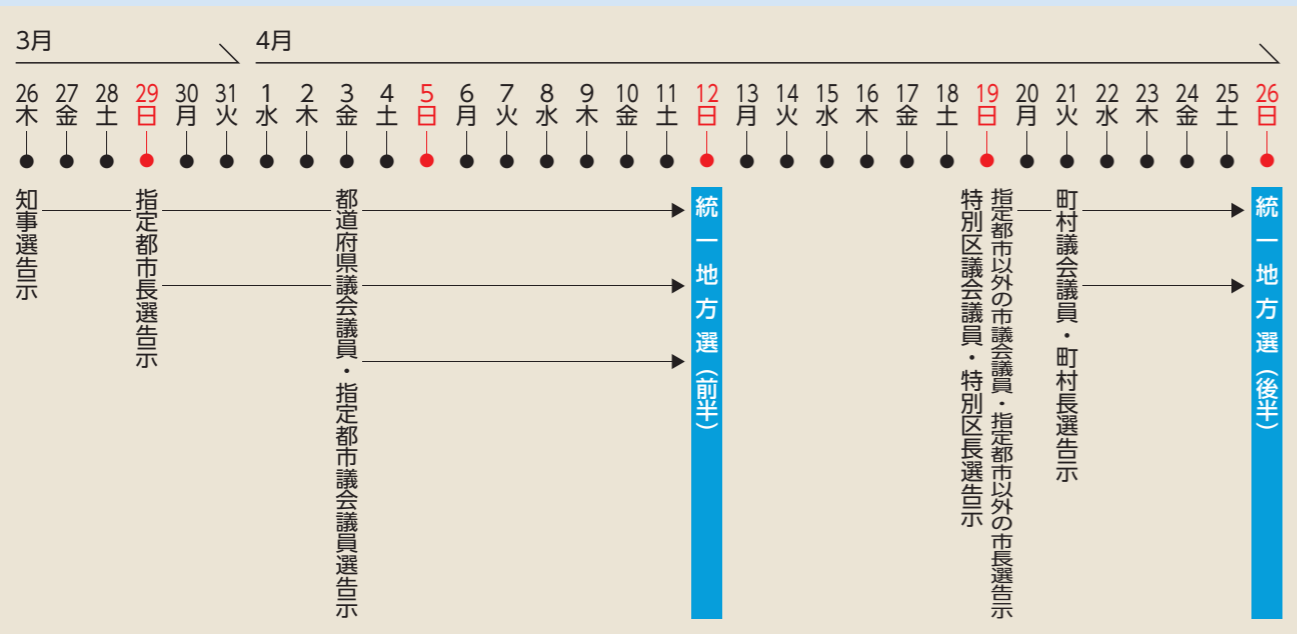
15～64歳の生産年齢人口は、平成7年(1995年)をピークに低下傾向にあります。15歳未満(年少人口)が昭和50年以降一貫して低下する一方、65歳以上(老年人口)は昭和25年以降一貫して上昇しており、少子高齢化の進展が見られます。

●年齢(3区分)別人口(大正9年～平成22年)





第18回統一地方選挙のスケジュール



●期日前投票ができる期間

投票日	選挙名	期間
4月12日(日)	都道府県知事選挙	3月27日(金)～4月11日(土)
	都道府県議会議員選挙	4月4日(土)～4月11日(土)
	指定都市市長選挙	3月30日(月)～4月11日(土)
	指定都市議会議員選挙	4月4日(土)～4月11日(土)
4月26日(日)	市区長及び市区議会議員選挙	4月20日(月)～4月25日(土)
	町村長及び町村議会議員選挙	4月22日(水)～4月25日(土)

全国各地で若者啓発グループが活動しています!!



第47回衆議院議員総選挙における若者選挙ネットワークの街頭啓発活動

若い世代が政治や選挙にもっと関心をもってくれるように、様々な活動を通じて投票を呼びかける、全国各地で頑張っている若者たちがいます。

小・中・高校に向向いての出前授業で模擬投票を行ったり、大学祭や地域のお祭り等のイベントでチラシやグッズを配ったり、知り合いを集めて選挙についての話し合いをしたり、選挙の時にはCMに出演したりもします。

統一地方選挙にあたっては全国各地で活動していますので、ぜひとも注目してみてください。

なお、こうした若者啓発グループの全国的な組織として「若者選挙ネットワーク」が昨年12月に発足しました。総務省も(公財)明るい選挙推進協会とともに彼ら若者たちの活動を支援してまいります。

第18回

統一地方選挙

第18回統一地方選挙が、
4月12日(第2日曜日)と26日(第4日曜日)に行われます。

第18回統一地方選挙が行われます

平成27年4月には、第18回統一地方選挙が行われます。投票日は、都道府県・指定都市の議会の議員と首長の選挙が4月12日(日)、指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員と首長の選挙が4月26日(日)です。

統一地方選挙は、よりよい地域社会をつくるために、私たちが身近な地方政治に対して意思を表明する大切な機会です。

各地域で行われる選挙を確認して、積極的に投票に参加しましょう。

統一地方選挙とは？

地方公共団体の議会の議員と首長の選挙が、全国的に期日を統一して実施されます。

平成27年の3月、4月、5月に全国の多くの地方公共団体で、議会の議員と首長の任期が満了となりまます。このように多くの選挙が短期間に集中するため、選挙の期日を統一することで、有権者の方々の選挙に対する関心が高まり、これらの選挙の円滑化にもつながります。

4月12日と4月26日は統一地方選挙の投票日です。



選挙の期日が統一されることで、投票や開票などの手続が一つになるとともに、投票参加への呼びかけも効果的に行うことができます。

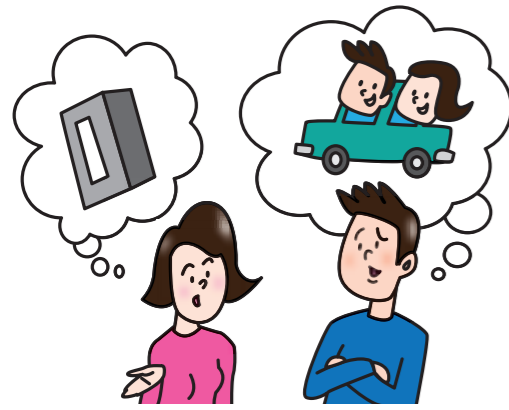
今回行われる選挙は？

昨年の臨時国会において「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が

制定され、第18回統一地方選挙が実施されることになりました。

統一地方選挙は、昭和22年4月の第1回から4年ごとに行われ、今回で18回目となります。

今回、統一する選挙の範囲は、原則として、平成27年3月1日から5月31日までの間に、任期が満了となる地方公共団体の議会の議員と首長の選挙です。



投票日に予定があるのですが……。



でも大丈夫。期日前投票ができます！

選挙期間中、選挙人名簿の登録地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会において投票することができます。

不在者投票とは？

期日前投票所において、宣誓書に列挙されている一定の事由から、自分が該当するものを選択するだけで、あとは投票日と同様の手続で投票ができます。

期日前投票とは？

投票日前であっても、投票日と基本的に同じ方法で投票を行うことができます（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）制度です。

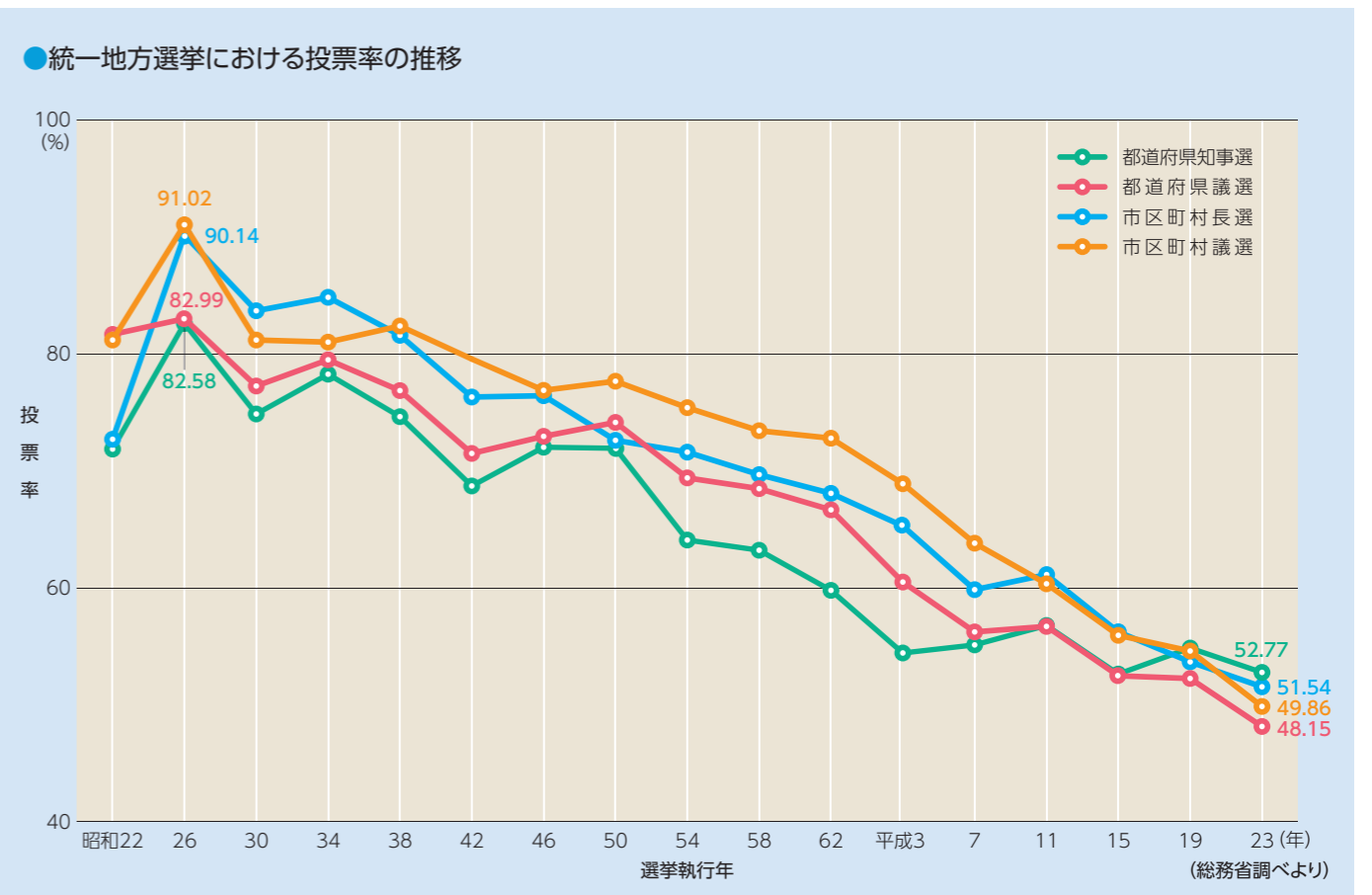
投票日「投票できないときは？」

選挙は、投票日に投票所で投票することを原則としていますが、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、投票日に投票所へ行くことができないと見込まれる方のために、期日前投票及び不在者投票の制度があります。

統一地方選挙
4月12日(日)
4月26日(日)



総務省 統一地方選挙特設ホームページ
<http://www.soumu.go.jp/senkyo/chihou18.html>

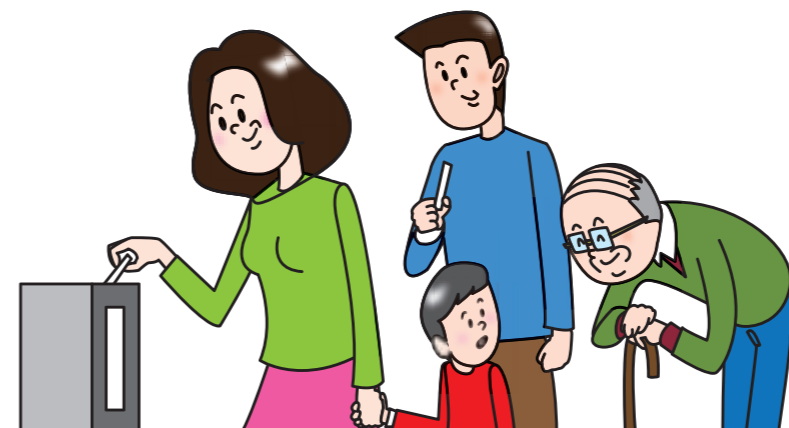


統一地方選挙の投票率は？

投票率は、低下する傾向が続いています。投票率のピークは、昭和26年に行われた第2回の選挙です。市区町村の議会の議員と首長の選挙で90%を超え、都道府県の議会の議員と首長の選挙も80%を超えました。しかし前回の第17回統一地方選挙では、都道府県知事選挙で53%、市区町村長選挙で52%でした。統一地方選挙は、住民が身近な地方政治に対して意思を表明する重要な機会であることを鑑みずと、投票率の低下傾向は、民主主義にとって深刻な事態です。

投票時間は？

総務省では、有権者の方々が投票しやすい環境を整えたり、ホームページ等により投票日や投票方法をお知らせするなどの啓発活動を行うことで投票率の向上に努めています。原則として、午前7時から午後8時までです。選挙当日に外出の予定がある方でも、予定を済ませてから投票ができます。なお、多くの市区町村では、投票



日前に投票所入場券や投票所案内などの通知が配られますので、投票の際に持参すればスムーズに投票できます。ただし、持参しなくても本人であることが確認できれば投票できます。投票時間等は、投票所によって異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

管理委員会に出向いて投票します。なお、不在者投票を利用する際は、投票用紙の取り寄せなどに時間を要しますので、早めに手続をしてください。

※詳しくは都道府県や市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

大臣補佐官 対談



浜松信用金庫

御室健一郎 理事長



総務大臣補佐官

太田直樹

スズキやヤマハに代表されるグローバル企業を育み、創業が盛んな土地柄の浜松にあって、昭和25年より地域経済を支えてきた浜松信用金庫。第2回目は、同金庫の御室健一郎理事長に、少子高齢化、産業空洞化といった経済構造の変化が一段と加速する中で、こうした変化に対応するための地域経済のあり方についてお話を伺った。

量産型の産業は日本に戻ってこない

太田 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。自治体でまち・ひと・しごと総合戦略の策定が進められますが、その前提として人口問題があり、人口問題の根底には仕事・産業があります。浜松・静岡の地域経済をどのように見ていらっしゃるか。本日は御意見をお聞かせいただけますか。色々と拝見していると、御金庫では、かなり創業支援をやっているようですね。

御室 今、創業支援で私も躍起になっていられるけれど、国全体、地域全体

浜松は次の新たな産業を求めている

太田 「はましんチャレンジゲート」や「はましん創業支援スタートアップ資金」のようなプログラムがありますが、応募件数は増えているのでしょうか。

金融も地産地消

太田 今は海外でも地産地消が一つのキーワードになっていますが、食べ物、エネルギーに続いて、実は金融も地産地消が大事という話があります。地元の人や地元の金融機関にお金を預け、お金を借りる。あるいは地元企業が融資をきちんと受けると。

御室 そうです。その回転がうまく廻ってくれるのが一番の理想ですね。

太田 外にだけお金を回していると、金利リスクを含めて様々な波がかかりますので、ある程度は地域の中でお金を回していくのが有効だと思います。預けたお金が外に逃げているかどうかを市民の方々や企業が意識したらよいと思うのですが。

御室 そのとおりです。自ら預けたお金が、地域のこんなことに使われているという実感を持つてもらおう。これが一番よいのですよ。理想的だと思います。

太田 メガバンクというよりは、地域の中で預けて、貸して、回していただき、雇用が生まれて、また預けていただく。そういう好循環が作れるとよいですね。本日はありがとうございます。

農林業が秘める可能性

太田 浜松市は意外にも農業が盛んなのですね。

御室 盛んです。浜松市だけで出荷額は500億円くらいで、これは全国でも上位に位置します。浜松は多品種で様々な作物を栽培しています。みかんなどの柑橘類もあれば、ガーベラや菊などの花もあります。付加価値は比較的高いんです。

太田 六次産業化と地域のブランド化ができるとういんですね。

御室 そうです。商品化にはそういう面の強化も大切です。

太田 林業はどう見えてらっしゃいますか。日本中どこも厳しいと思います。浜松は天竜杉の産地でもありますね。

御室 森林面積はおよそ10万ヘクタールです。日本の人工林というと吉野杉、秋田杉、そしてこの地元の天竜杉の3つが有名ですが、輸入材が入ってきたので、いくら手入れしてもコストが合わなくなってきました。しかし、浜松の最大の資源はやはり山林ですから、これを生かさないとはいえない。



太田 そうですね。山林が近いほうがよいですし、路網がしっかりある方がよい。搬出なども含めて雇用効果もかなりあります。浜松は山が近いので、大都市です。

御室 そのとおりです。自ら預けたお金が、地域のこんなことに使われているという実感を持つてもらおう。これが一番よいのですよ。理想的だと思います。

地図による 小地域分析 jSTAT MAP

jSTAT MAPはGIS (Geographic Information System : 地理情報システム) を活用し、町丁・字等の小地域の単位で統計データを地図上に重ね合わせて表示することができる機能です。

主な機能は、①利用者が保有するデータを取り込んで分析する機能、②任意に指定したエリアの統計を集計する機能、③指定したエリア内の統計データをレポート出力する機能です。

jSTAT MAPを利用することで、防災施設整備、市場分析等、各種の詳細な計画立案が簡単にできるようになります。

活用事例 (任意エリアでの集計)



利用者の保有するデータと統計データとを組み合わせ、集計、表示し、地図上に視覚的に表現できます。

タブレット端末用アプリ 「マップDe統計」



いつでも、どこでも、タブレット端末から手軽に「jSTAT MAP」を利用できるアプリ「マップDe統計」を提供中 (無料) です。App Store (iOS版) またはGoogle Play (Android版) から「マップDe統計」と検索して、インストールしてみてください。

アプリDe統計

簡単・手軽に統計データを利用できるスマートフォン、タブレット端末用アプリ「アプリDe統計」を提供中 (無料) です。

App Store (iOS版) またはGoogle Play (Android版) から「アプリDe統計」と検索して、インストールしてみてください。

「アプリDe統計」の機能

- アプリDe統計には、3つの機能があります。
- **City Stat** : GPS機能を利用して、自分がいる場所の市区町村の統計データを表示します。
 - **ポケット統計** : 基本的な統計データを手軽に見ることができます。
 - **とうけいどけい** : その日にちなんだ統計情報の紹介や、統計にまつわるクイズ、簡単な統計グラフの作成ができます。

「ふるさと自慢」を掲載

「City Stat」にある「ふるさと自慢」は、2015年3月現在、8県378市区町村 (政令指定都市の行政区を含む) について、地元の魅力を示す観光地、名物などの地域情報を掲載しています。



この他、総務省統計局では、地方公共団体や独立行政法人統計センター等と連携した「オープンデータモデル事業」を実施するなど、今後も政府全体のオープンデータ推進のトップランナーとして、様々な取組を進めていきます。

詳しくは…

- 統計におけるオープンデータの高度化 <http://www.stat.go.jp/info/kouhou/opendata/>
- API機能 <http://www.e-stat.go.jp/api/>
- 地図による小地域分析 (jSTAT MAP) <https://jstatmap.e-stat.go.jp/gis/nstac/>

※Android, Google PlayはGoogle Inc.の商標です。iOS, App StoreはApple Inc.の商標です。

統計における オープンデータの高度化

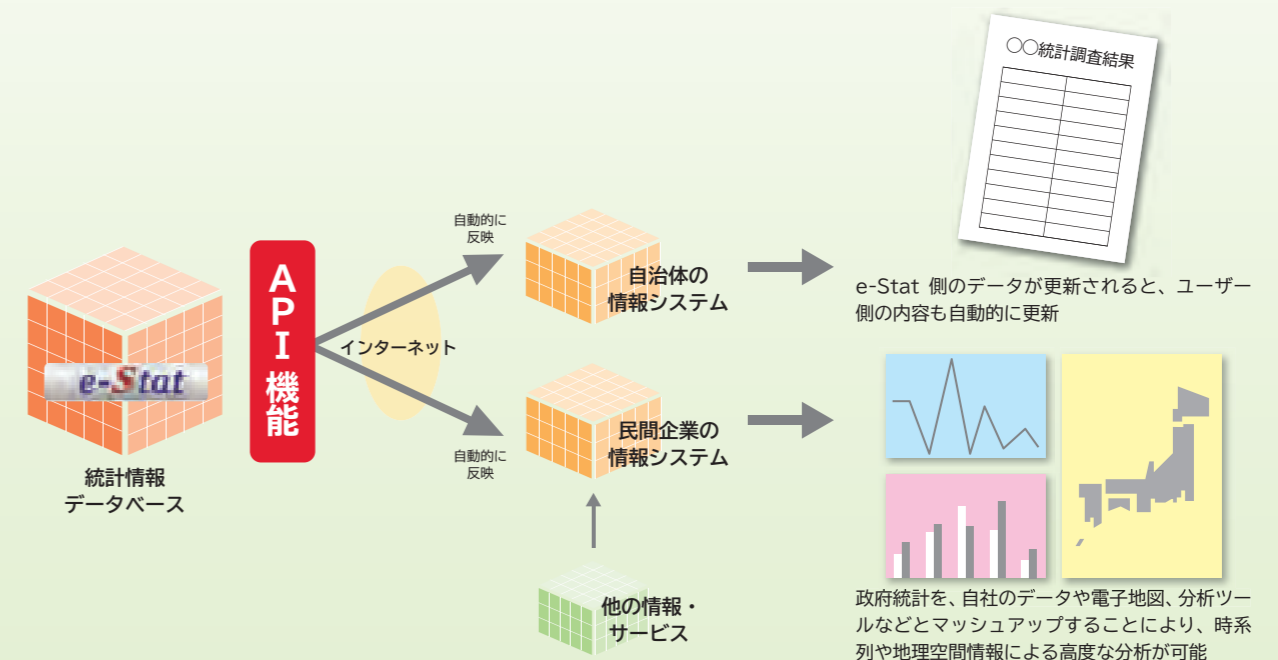
政府統計の中核的機関である総務省統計局は、独立行政法人統計センターと協力し、大量・多様な統計データの提供方法を次世代化し、データの高度利用を可能とするための取組として、統計におけるオープンデータの高度化を進めています。その一環として、政府統計のポータルサイトである政府統計の総合窓口(e-Stat)からAPI機能及びjSTAT MAPの提供を行っています。

これらの機能を利用することで、官民における統計データ利活用の高度化を促進し、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な事業の創出などを支援しています。

API機能

API (Application Programming Interface) とは、外部のデータベースに収録されているデータをインターネット上でシステム連携により自動的に収集、加工することができ、外部のデータベースを自らのデータベースの一部のように使用することができる機能です。

このAPI機能を利用することで、利用者の保有データと組み合わせた分析処理の自動化や、e-Stat側のデータ更新に合わせたデータの自動更新も可能になるなど、手作業による処理と比較して格段の省力化と高度な分析を実現できます。



移住・交流情報ガーデンでは、自治体の移住・交流に関するパンフレット等の提供のほか、自治体による移住・交流のためのセミナー・PRイベント等も開催します。



セミナー風景イメージ
写真提供：高知県



Information

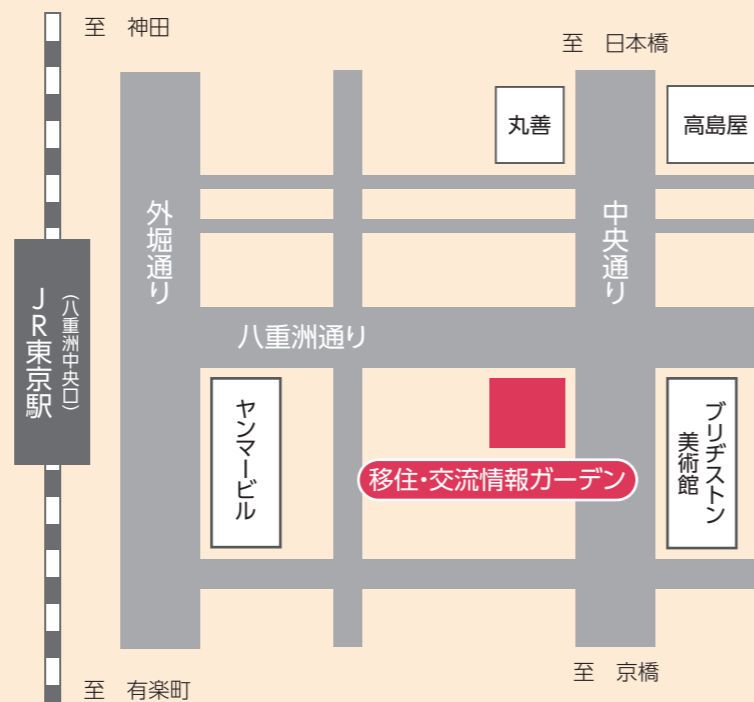
総務省
移住・交流情報ガーデン

所在地
東京都中央区京橋1丁目1-6
越前屋ビル1階

営業時間
平日 11:00 ~ 19:00
土日祝日 10:00 ~ 18:00
(月曜閉館)

JR 東京駅(八重洲中央口)
より徒歩4分

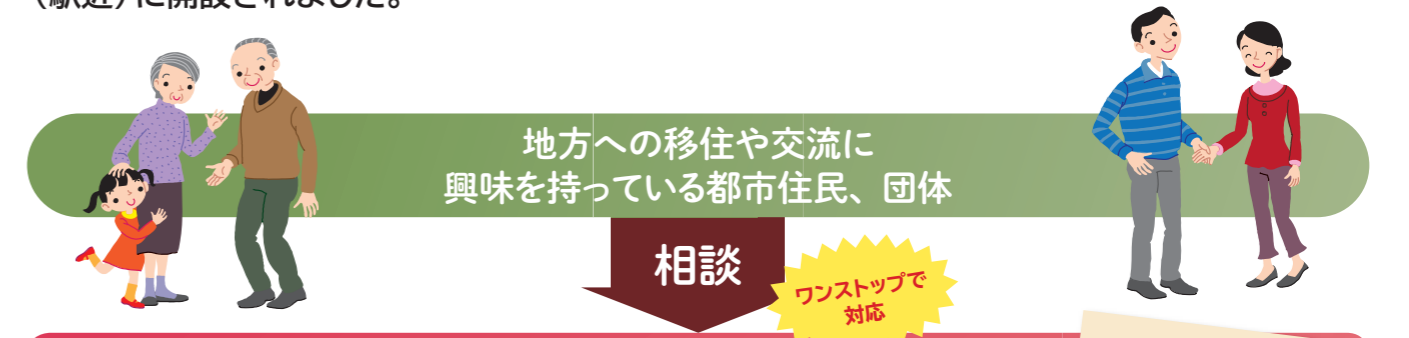
地下鉄 東京メトロ銀座線京橋駅より徒歩5分／東京メトロ銀座線・東京メトロ東西線・都営浅草線日本橋駅より徒歩5分



地方への移住について

ワンストップで対応
「移住・交流情報ガーデン」がオープンしました。

地方への移住関連情報の提供、相談支援の一元的な窓口として、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供・相談支援を行う「移住・交流情報ガーデン」が東京駅八重洲口エキチカ(駅近)に開設されました。



移住・交流情報ガーデン (施設概要)

- 相談窓口コーナー
地方への移住・交流についての一般的な相談、お問合せに相談員が対応します。
また、しごと情報や就農支援情報などは専門の相談員が対応します。
- 「全国移住ナビ」・情報検索コーナー
「全国移住ナビ」を活用して、地方への移住・交流に関する情報を検索することができます。
また、全国の自治体で作成したPR動画を自由に閲覧することもできます。
- イベント・セミナースペース、資料閲覧コーナー
自治体が開催する移住相談会や移住に関する情報を提供するセミナーを実施します。
また、地域のPRイベントも随時実施します。
各自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットなどの資料閲覧スペースとしてもご利用いただけます。

国の各府省とも連携
・厚生労働省(しごと情報)
・農林水産省(就農支援情報)等



イメージ図

全国移住ナビとは? ———— 自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い

総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

URL : <https://www.iju-navi.soumu.go.jp/>

仕事から探してみる
気になる地域の仕事を
いろいろな条件から検索できます

住まいから探してみる
気になる地域の物件を
いろいろな条件から検索できます

生活環境・交通から探してみる
気になる周辺施設を
地図上から検索できます

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。
また、全国の自治体で作成したPR動画から探すこともできます。

もっとしりたい!

改正内容 Q&A

Q どのような場合に「処分等の求め」をすることができますか。

A 具体的な法令違反の事実を発見し、その法令違反の是正のために必要な処分や行政指導がされていないと考える場合に、行政機関がその処分や行政指導を行うことを求めることができます。なお、求めることのできる行政指導は法律に基づき行われるものに限ります。



Q 「処分等の求め」をする者に制限はありますか。また、具体的にどのような手続が必要ですか。

A 制限はありません。誰からでも申出できます。また、申出に当たっては、申出人の氏名・住所や法令違反の内容、求める処分や行政指導の根拠となる法令の条項、その処分や行政指導が必要と考える理由などを記載した申出書を行政機関に提出する必要があります。申出書の書式は問いませんが、申出書の記載事項は行政機関による調査の前提となるものですので、なぜその処分や行政指導が必要かを合理的な根拠をもって具体的に申出書に記載する必要があります。

Q 「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」は、具体的にどこに対して申出をすればよいですか。

A 「処分等の求め」は、求める処分や行政指導を行う権限を有する行政機関に対して行います。「行政指導の中止等の求め」は、当該行政指導をした行政機関に対して行います。

Q 行政指導に従わなければ許可を取り消すと言われましたが、行政指導の内容を書面で示してもらうことはできますか。

A これまでも、行政指導が口頭でされた場合に、行政指導の趣旨や内容等を書面で示すよう求めることができました。さらに、今回の改正により、行政指導の際に、許認可等に関する権限を行使可能であることが示された場合に、その権限の根拠条項等に関しても書面で示すよう求めることができるようになりました。ただし、行政上特別の支障がある場合や、その場で完了する行為を求める場合などは対象外です。



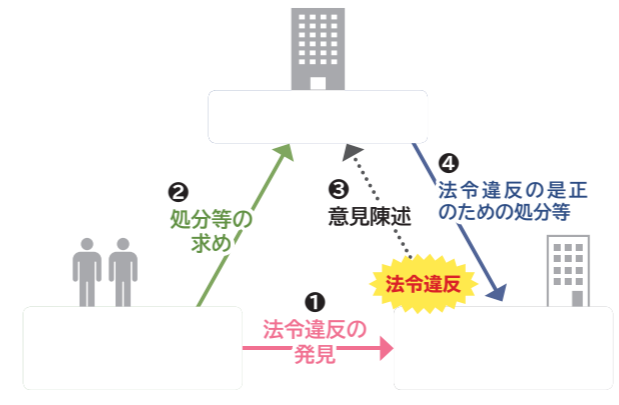
詳しくは総務省ホームページ（行政管理局行政手続室のページ）を御覧ください。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetuduki.html

ごぞんじですか？

平成27年4月1日から

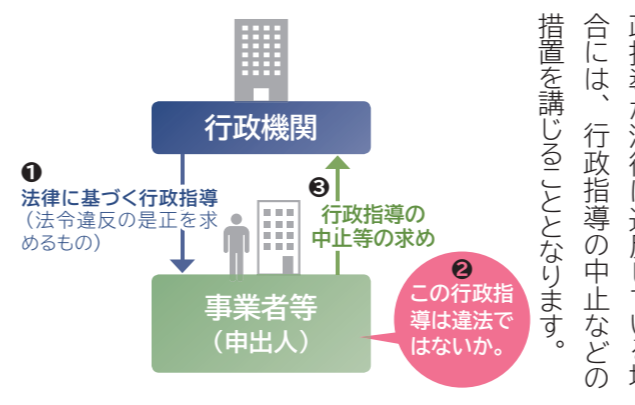
行政手続法が改正されました!!

行政手続法とは、国民の権利利益の保護のため、行政処分や行政指導など、行政が一定の活動をすることに当たって守るべき共通のルールを定めた法律です。今回の改正により、国の行政機関に対し、一定の場合に、国民が処分等を求めることができる手続などが加わりました。



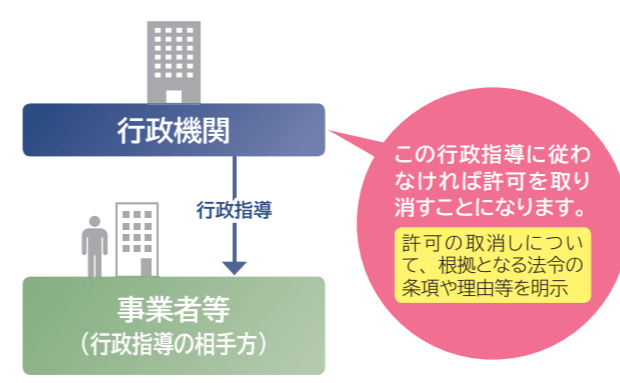
POINT 1
処分等の求め

国民が、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し、それを是正するための処分や行政指導^{*}を求めることができる仕組みを設けました。申出を受けた行政機関は、必要な調査を行った結果、必要があると認めるときは、その処分又は行政指導を行うこととなります。



POINT 2
行政指導の中止等の求め

行政機関から法令に違反する行為の是正を求める行政指導^{*}を受けた事業者等が、その行政指導が法律に違反していると考えられる場合には、行政指導の中止などを求める申出をすることができます。申出を受けた行政機関は、必要な調査を行った結果、その行政指導が法律に違反している場合には、行政指導の中止などの措置を講じることとなります。



POINT 3
行政指導の方式の改正

行政機関が事業者等に対して行政指導を行う際に、行政指導に従わなければ許可を取り消す、申請が不許可になる、など示す場合には、その許可の取消し等について、根拠となる法令の条項や理由等を併せて示さなければなりません。

^{*}「処分等の求め」及び「行政指導の中止等の求め」の対象となる行政指導は、法律に基づき行われるものに限ります。また、地方公共団体が行う処分（条例等に基づくもの）や行政指導の取扱いについては、行政手続法ではなく、各地方公共団体が定める条例によります。

参考1 対象となる特別特定無線設備

表1. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項第1号の設備

特定無線設備の種別	無線システムの説明
第2条第1項第7号	コードレス電話
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DO)マルチキャリア
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の15	次世代PHS(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の19	LTE(FDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の21	LTE(TDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)
第2条第1項第22号	PHS用陸上移動局
第2条第1項第51号	OFDMA広帯域移動無線アクセス(WiMAX)用陸上移動局
第2条第1項第54号	TD-OFDMA/TD-SCFDMA広帯域移動無線アクセス(AXGP/WiMAX R2.1 RE)用陸上移動局

表2. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項第2号の設備(注)

特定無線設備の種別	無線システムの説明
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	Bluetooth(IEEE802.15.1)、Wi-Fi(IEEE802.11b/g/n)
第2条第1項第19号の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(IEEE802.11b)
第2条第1項第19号の3の2	5.2GHz、5.3GHz帯小電力データ通信システム(IEEE802.11a/n/ac)
第2条第1項第19号の3の3	5.6GHz帯小電力データ通信システム(IEEE802.11a/n/ac)
第2条第1項第19号の4	5.2GHz、5.3GHz、5.6GHz帯小電力データ通信システム(IEEE802.11a/n/ac)
第2条第1項第19号の4	25GHz帯小電力データ通信システム

(注) 表1の設備と同一筐体に収められ使用される場合に限り特別特定無線設備に該当します。

参考2 対象となる特定端末機器

表3. 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条の機器

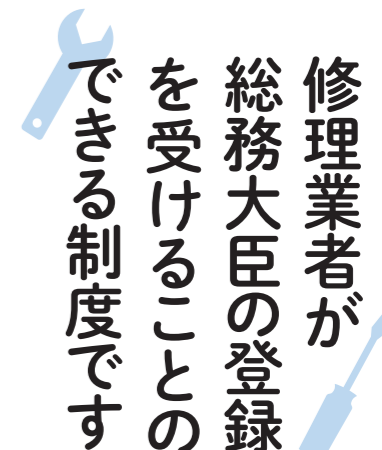
特定端末機器の種別	端末機器の種類	記号
第1項第1号	アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
第1項第2号	インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
第1項第3号	インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F
第1項第4号	無線呼出用設備に接続される端末機器	B
第1項第5号	総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
第1項第6号	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

問い合わせ先 申請書提出先
 ▶ 電波法関係 総務省総合通信基盤局 電波部 電波環境課 基準認証係 TEL 03-5253-5908
 ▶ 電気通信事業法関係 総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 設備係 TEL 03-5253-5862
 提出先住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

平成27年4月1日より

携帯&タブレット端末等の修理事業に登録制導入!!

電波法の一部を改正する法律(平成26年4月23日法律第26号)及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成26年6月11日法律第63号)の改正により、平成27年4月1日より、携帯電話等の修理事業に登録制が導入されます。



登録修理業者制度は、携帯電話等の修理を行う場合に登録できる制度です。

登録修理業者に登録する際には、電波法に基づく登録手続きと、電気通信事業法に基づく登録手続きが必要です。

登録申請は、個人又は法人(携帯電話等の製造業者との契約等により修理を行っている方も含まれます。)が行う事ができます。

登録修理業者が行う修理は、電波法及び電気通信事業法で定める技術基準に適合することが確認された方法で行われることから、技術マークは修理後もそのまま表示していただけます。

登録の要件、登録修理業者に課される義務等、制度の概要は、以下のとおりです。

登録の要件

次のいずれにも適合していること

- 修理の方法が、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないもの又は電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして、総務省令で定める基準に適合していること。
 - 修理の確認の方法が、電波法又は電気通信事業法に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。
- 【総務省令で定める基準】
- ・修理する箇所が、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所又は他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。
 - ・修理により技術基準を逸脱する電波が発射されないものであること。
 - ・製造業者との契約等に基づいた修理の場合には、その内容に基づいていること。

登録修理業者の義務

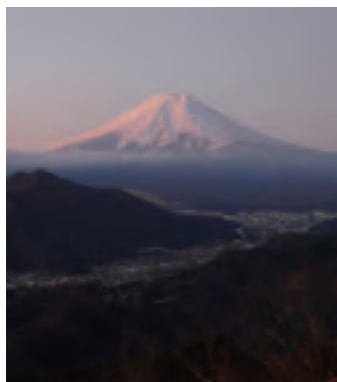
- 登録修理業者は、修理方法書に従って、修理及び修理の確認を行うこと。
- 登録修理業者は、修理した端末にその旨の表示を付すこと。
- 登録修理業者は、修理及び修理の確認の記録を作成し、10年間保存すること。

登録修理業者に対する監督

- 総務大臣は、電波法又は電気通信事業法を施行するために必要と認めるときには、報告徴収、立入検査を実施することができる。
- 総務大臣は、修理方法書に従った修理を行っていない等と認めるときには、業務改善命令を発することができる。
- 総務大臣は、登録修理業者が業務改善命令に違反したと認めるときには、その登録を取り消すことができる。



西願寺のしだれ桜
浄土真宗大谷派水上山西願寺の境内にあるしだれ桜は、郡内でも屈指の巨木として知られ、毎年見事な花を咲かせています。



高川山からの富士山
登りやすい低山でありながら、山頂は360度の展望が開け、その眺めの素晴らしさで、ここ数年じわじわと人気の出ている山です。



田原の滝
松尾芭蕉が「勢あり氷柱消えては滝津魚」と詠んだ田原の滝。大量の水が断崖から滝壺へと流れ落ちる様子は、まさに絶景です。



ペットボトル飲料水
「つるの水物語 熊太郎の大好物」
富士山の伏流水が水源の「熊太郎水源」から湧き出た原水をボトルング。ミネラル成分バナジウムたっぷりのなめらかな口当たりです。

宝の山ふれあいの里
緑豊かな山あいに広がる自然体験スポット。キャンプ場、コテージ、ネイチャーセンターなどが整い、人と自然がふれあうための様々な体験プログラムが用意されています。



鹿留溪谷の溪流釣りや溪流あそびが楽しめる鹿留溪谷。秋は紅葉が美しく、忍野村までつながる林道を進むと、富士山の絶景ポイントに到着します。

地方のかがやき

山梨県

つる都留市

周囲を標高1000m級の山々に囲まれ、市域の中央を西から東へと桂川が流れる都留市。都心から最短1時間半の距離にあります。

人口計 / 31,718人 (平成27年2月末現在)
面積 / 161.58km²
HP... <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp>



都留市観光協会のキャラクター「つるビー」
都留市内に多く生息するムササビがモチーフ。体は市の鳥であるウグイスの色、おでこのワンポイントは市の花である梅の花をイメージ。おなかの模様は都留市の形をしています。

かつて甲斐の国として栄えた山梨県の東部に位置するこの都留市は、城下町の佇まいが歴史遺産となつて、今日まで継承された、情緒あふれる小都市です。

四季折々の山と花の様子を綴ったエッセイ「新・花の百名山」に選ばれた、三ツ峠山、二十六夜山などの美しい山々に囲まれ、市域の中央には、相模川水系の桂川が貫流し、この桂川に沿った带状の平坦部に市街地が形成されています。

都留市の歴史は、豊かな自然とともに刻まれてきました。水を利用したまちづくりの歴史は古く、江戸時代にまで遡ります。当時、谷村城下を治めていた大名の秋元泰朝は、桂川の田原の滝から水を引き入れ、城下町に用水路網を張り巡らしました。この川は、

家^{からうがわ}中川と呼ばれ、農業や生活、防火や城の堀用水に利用してきました。また、富士の裾野が尾を引く傾斜地で、流れが急であつたため、絹織物生産の動力源として水車^{水車}が利用され、この地域の発展を支えてきました。

この他、都留市は夢の高速鉄道「リアモーターカー」実験線の拠点^{拠点}地があることでも知られ、県立リア見学センターでは走行試験の様子を見学することができます。また、公立大学法人都留文科大学を擁し、全国から学生が集う学園都市でもあります。都留市の人口の約1割は学生が占めているため、より多くの市民と学生の交流を深めようと様々な取組が行われています。

郷土の歴史や文化を継承しながら豊かな「水」と共生して暮らすまち

かがやき その1 小水力発電を 全国に発信

里地里山里水資源を
保全しながら活用する

都留市は、地球温暖化防止の啓発活動はもちろん、省エネルギー対策として、小水力、太陽光などの自然エネルギーの導入を促進し、地球環境保全に努めています。その取組のひとつに、市内に設置された小水力市民発電所「元気くん1号・2号・3号」があり、作られた電力は、市役所や「エコハウス（21世紀環境共生型住宅）」などに活用され、環境保全に取り組みまちのシンボルになっています。平成25年度には、「里地里山里水の保全及び活用に関する条例」を制定し、自然との関わり方を考え、活用する中で保全していく取組を始めています。

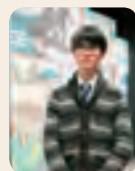
市民による活動も盛んで、毎年4月初旬には、市民総出で「定式」と呼ばれる用水路の清掃が行われ、都留市の宝である豊かな水を守り続けています。また、市内全域に設立された「地域協働のまちづくり推進会」により、環境美化や自然保護にも積極的に取り組んでいます。



勝山城跡（城山公園）
頂上から都留市内を一望できる勝山城跡。かつてここには勝山城の本丸がありました。春には桜の名所としても親しまれています。



城下町として栄えた都留市の歴史を保存するために、平成11年4月に開館しました。八朔祭で巡行する屋台や関連資料が展示され、祭りの雰囲気や一年中楽しめます。「谷の町・史の里案内人」が市内の案内もしますので、ぜひお立ち寄りください。



ミュージアム都留
学芸員
知念浩生さん

DATA
山梨県都留市上谷一丁目5番1号
Tel: 0554-45-8008
開館時間: 午前9時～午後5時
休館日: 毎週月曜日、祝日の翌日



大名行列のお殿様
馬にまたがったお殿様のお目見え。その前を袴姿の先目付が「下に、下に」の掛け声とともに街中を練り歩く様は、見る者を圧倒します。



八朔祭の屋台
葛飾北斎ら有名浮世絵師が下絵を描いたという飾幕で、色とりどりに飾られた豪華な屋台。4つの町の屋台がお囃子を競演しています。



大名行列
口ひげをたくわえた奴姿の赤熊の一行は、「よいやまかよい」の声を上げて毛槍を操り、豪快で勇ましく、時にユーモラスに観客を沸かせます。



小水力市民発電所「元気くん1号」
市庁舎前を流れる家中川に設置された、木造水車の「元気くん1号」。東日本大震災以降、多くの方が小水力発電所の見学に訪れています。



小水力市民発電所「元気くん2号」
「元気くん1号」の300m下流に設置された「元気くん2号」。大迫力の上掛け式水車で、元気くん3基の発電機の中で一番の稼ぎ頭です。



小水力市民発電所「元気くん3号」
少ない落差でもしっかり発電する、らせん式水車の「元気くん3号」。1号と3号には、溜まったゴミを除去する機能がついています。

かがやき その2 城下町文化の PRで地域活性

歴史と伝統を今に伝える
都留の祭り「八朔祭」

毎年9月1日、城下町の面影を色濃く残す「八朔祭」が行われ、市内外から訪れる多くの観光客で賑わいます。

付け祭りのふるさと時代祭りで繰り出される「大名行列」の巡行では、奴や徒士に扮した行列がまちを練り歩きます。

この「大名行列」は、江戸時代にこの地を治めた秋元氏の三代72年に渡る藩政に対する感謝の気持ちをも、民たちが十萬石の行列に仕立て上げたのが始まりとされています。一時は途絶えていましたが、復活を願う市民の声が高まり、昭和57年に復活しました。以来、途切れることなく続き、今年で33回を迎えます。

都留市では、このような郷土に伝わる歴史文化的芸能を伝承すると同時に地域の外へ向けて積極的に情報を発信することで、観光客の誘致を図っています。

——平成の名水百選に選ばれた「十日市場・夏狩湧水群」



菊地わさび園のワサビ

都留市は、多くの場所で富士山からの伏流水がこんこんと湧き出ています。環境省が選定する「平成の名水百選」に選ばれた、十日市場・夏狩湧水群には、富士山の湧水地が10力所以上あり、古くから市民の生活用水として利用されてきました。また、水温が年間を通して約12度に保たれ、水量も豊富なことから、ワサビの栽培にも使われ、ここ菊地わさび園では、無農薬で栽培されています。都留市は、この特産品であるワサビを活用し、地域ブランドの確立に力を入れています。



エコハウス
小水力発電施設と一体化し、太陽光、雨水、まきストーブ、蓄熱床などを利用した、自然エネルギー自給率の高いエコハウスです。

平成27年は、
国勢調査の年です。

とても
大切なことなので、
早めにお知らせします！

国勢調査
2015

総務省統計局・都道府県・市区町村 からののお知らせです

国勢調査 検索
<http://kenkakou2015.stat.go.jp/>